

医療法人光風会 介護老人保健施設訪問通所リハビリテーション

身体的拘束等適正化のための指針

(身体拘束廃止指針)

1. 目的

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものである。

当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努め、全ての職員は本指針に従い、体制を整備し業務にあたることとします。

2. 身体拘束の定義

- (1) 厚生労働省通知には、「身体的拘束は、抑制帯等患者の身体または衣類に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう」となっており、行動を抑制、制限する行為も含まれる。
- (2) 身体拘束にあたる具体例
- ① 徘徊しないように車いすやベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - ② 転倒しないようにベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - ③ ベッドから自分で降りられないように柵（サイドレール）で囲む。
 - ④ 点滴・経管栄養チューブを抜かないように、または皮膚を搔きむしらないように四肢を紐等で縛る。手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⑤ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - ⑥ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ⑦ 脱衣やおむつ外しを制限するためにつなぎ服を着せる。
 - ⑧ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - ⑨ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑩ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 身体拘束廃止に関する考え方

- (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定
サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す

るため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 緊急やむを得ない場合

利用者個々の心身状況を勘案し、疾病や障害等を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。緊急やむを得ず、必要最低限の身体拘束を行う場合とは、次の3つの要素をすべて満たした場合に限ります。

① 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。

③ 一次性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

(1) 対応の手順

- ① 身体拘束廃止委員会を中心に他の代替策を検討、3要素の該当を確認する。
- ② 検討後、リハビリ係長が検討経過の内容を記録し、施設長（副施設長）に指示を受ける。
- ④ 指示確認後、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書をリハビリ係長が作成し、その内容を入所者本人や家族へできるだけ詳細に説明し、十分な理解を得るよう努め、同意の署名を得る。必要に応じて医師が同席する。
- ④ 身体拘束の同意期限を超えてなお拘束を必要とする場合には、これまでの拘束の必要な理由・方法等の内容経過を説明し、身体拘束廃止委員会を中心に検討し、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を作成し、再度同意を得たうえで実施する。
- ⑤ 経過を記録し、身体拘束の早期解除に向けて、身体拘束廃止委員会を中心に隨時検討する。
- ⑤ 身体拘束廃止委員会を中心に再検討した結果、身体拘束の継続が必要なくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者本人、家族へ報告する。

5. 身体拘束廃止委員会の設置

(1) 目的

訪問先のサービス提供中に身体拘束が行われているかどうかや手続きが適正にされているかどうかの確認、新規採用者・職員を対象に研修を実施するため身体拘束廃止委員会を設置する。

① 委員会の構成

- ・ 施設長（医師）
- ・ 副施設長
- ・ 事務次長
- ・ リハビリ係長
- ・ 作業療法士
- ・ 理学療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ その他必要に応じて委員を指名する。

② 委員会の開催

- ・ 委員会は、二月に1回以上開催するものとし、毎月1回の定期開催とする。
- ・ 施設長を委員長、副施設長を委員長代理とし、必要に応じて委員を招集又は臨時の委員会を開催することができる。

③ 委員会の役割

- ・ 職員の新規入職時と毎年度2回以上の身体拘束に関する研修を行う。
- ・ やむを得ず身体拘束を行う場合又は行っている場合及び解除した場合には、適正に対応されているかを調査、検討、検証する。
- ・ 当該指針の改正に関して検討する。

6. 当該指針の閲覧についての基本方針

当指針は、利用者及び家族等がいつでも閲覧ができるようにホームページ上に公表します。

附則

この指針は令和3年4月1日より改定する。